

松原市立天美北小学校

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

Ⅰ. いじめ防止等のための基本的な考え方

(Ⅰ) 基本理念

①いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

②対等で豊かな人間関係を築く

本校では、「豊かな心を持ち、自ら行動できる子の育成」を教育目標に、その目標達成に向け、子ども一人ひとりを人格のある人間として、その個性と向き合い、人権を尊重した教育活動を行っている。子どもを集団の中に位置づけ、子どもたちの表情のうらにある心の叫びを敏感に感じとる感性と、教職員の人権感覚を研ぎ澄まし、子どもの立場に立ち、守りきるという姿勢を養う。

③保護者・地域社会全体で取り組む

最近のいじめは、スマートフォンやパソコンなどの介在により一層見えにくくなっている。いじめはどの子にもどの学校にも起こりうるものであること、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分認識し、保護者、地域関係機関等と連携して取り組む。

以上の認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

(Ⅱ) いじめの定義

①いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

②具体例

◇心理的な影響

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

◇物理的な影響

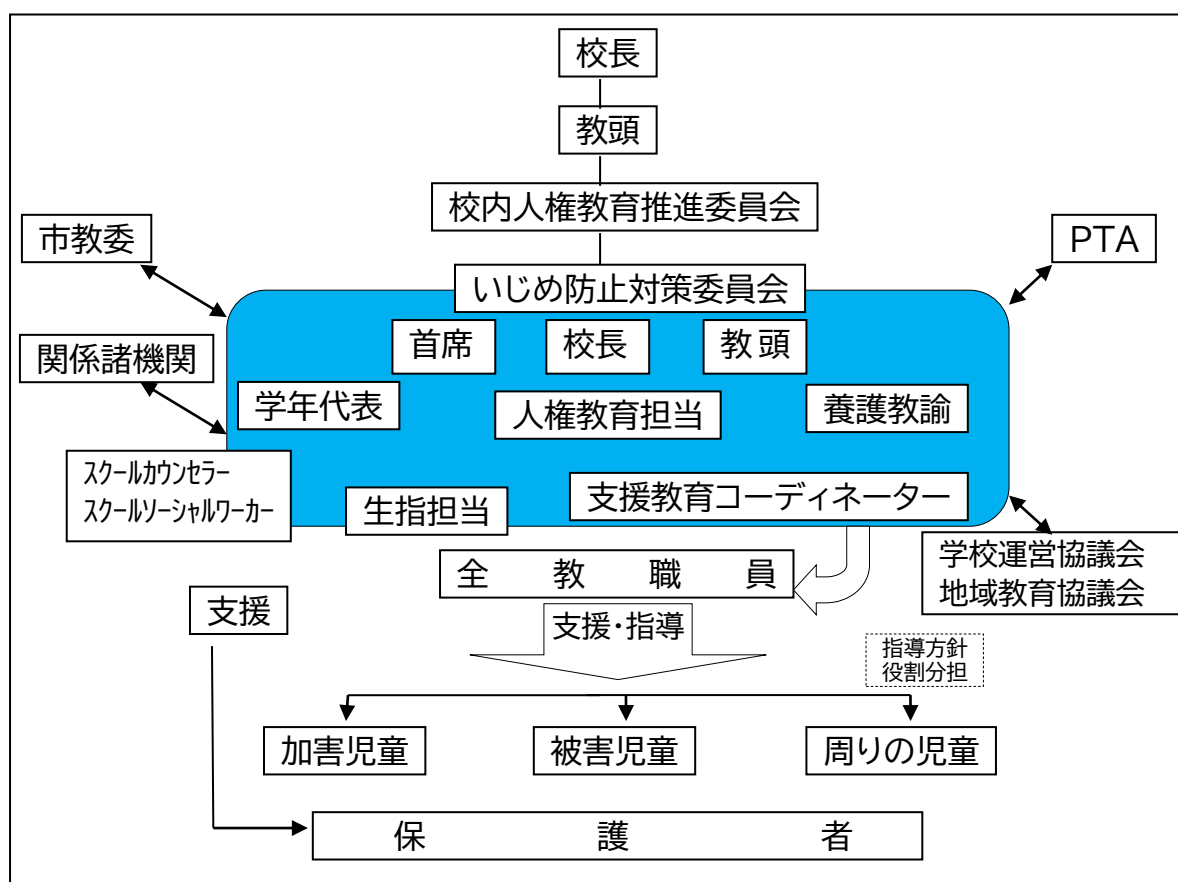
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

2. 校内組織の設置

(1) 組織の役割

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・いじめに関する情報や児童の問題行動に係る情報収集と記録、共有
- ・いじめの疑いがあった時には、緊急会議を開いて、情報共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など組織的対応の実施
- ・いじめ防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、適切に機能しているかを毎月点検し、見直しを行う（PDCAサイクルの実行）

(2) 校内組織図



3. いじめ防止のための取組

～インターナショナルセーフスクール（ISS）の取組を推進～

(1) いじめの未然防止

- ① ISSの取組として「いじめは絶対に許されない」との認識のもと、全ての学校生活を通じて、人権の尊重を促進し、いじめをしない、させない方法を考え実践。
- ② 道徳教育、人権教育(多文化共生教育やコロナ感染者に対する差別・偏見防止)、読書活動、体験活動等の推進によって、いじめに向かわない態度・能力を育成。

- ③ 児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような I S S の取組を推進。
- ④ 校内研修の充実等を通して教職員の資質の向上。
- ⑤ 児童、保護者を対象としたいじめ(ネット上のいじめを含む)防止のための啓発活動。
- ⑥ 家庭訪問、学校通信、ホームページなどを通じた家庭との緊密な連携・協力。

(2) いじめの早期発見

- ① 学期に1回以上の定期的なアンケート、面談等による早期発見と、児童がいじめを訴えやすい体制の整備。
- ② スクールカウンセリングの利用や電話等での相談窓口の周知。
- ③ 教職員全体で、定期的に児童の状況を共有する体制の整備。
- ④ 日常的に児童の実態を出し合える教職員の関係づくり。

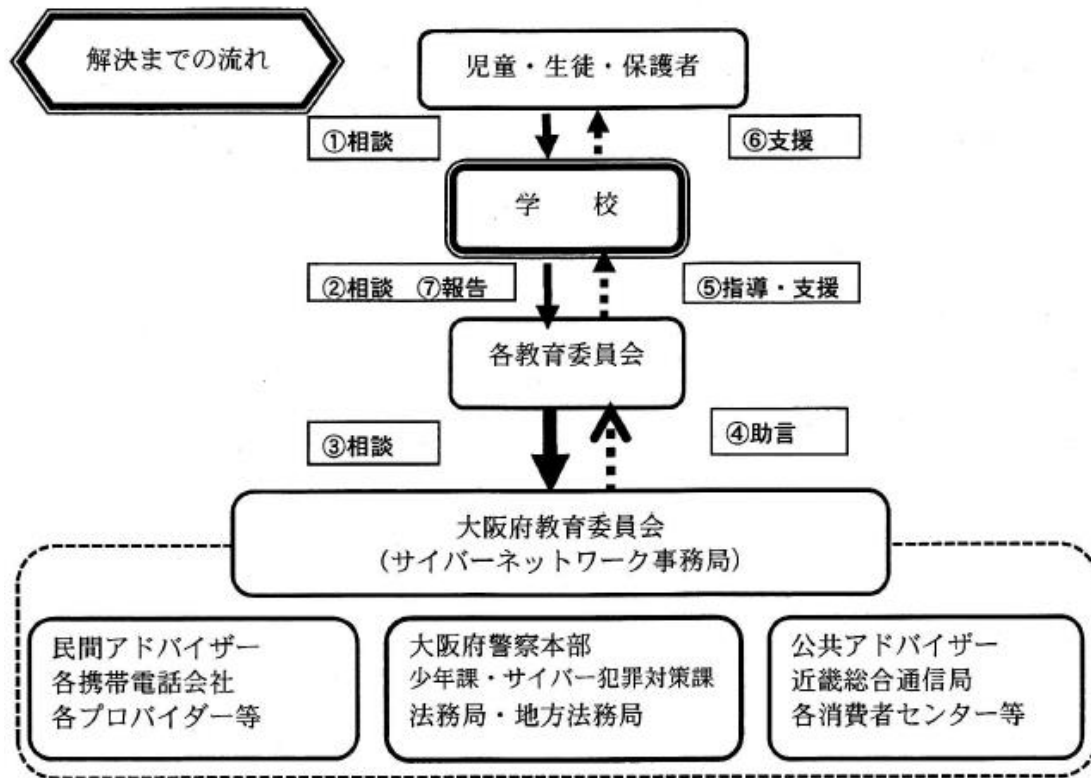
(3) いじめへの対処

- ① いじめを発見した場合に教職員が一人で抱え込まない意識の醸成と速やかな組織対応。
- ② いじめを受けた児童、いじめを知らせてきた児童の安全確保。
- ③ いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保。
- ④ 教育的配慮のもと、毅然とした態度によるいじめを行った児童への指導。
- ⑤ いじめを見ていた児童が、自分の問題として捉えられるようにする指導。
- ⑥ 保護者への支援・指導。
- ⑦ 保護者会の開催等による保護者との情報共有と連携。
- ⑧ 関係機関、専門家等との相談・連携。
- ⑨ 地域の関係者等との協力。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との連携。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ② 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③ 情報モラル教育の推進。全学年で「SNSノートおおさか」を活用

大阪の子どもを守るサイバーネットワーク内の流れ



(5) 重大事態への対処

① 重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

② 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告する。
- ・第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないよう対策を講じる。
- ・関係機関と連携、協力する体制を整備する。

4. いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3カ月)。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にある得ることをふまえ教職員は、いじめの被害児童、加害児童について日常的に注意深く観察する必要がある。